

- 契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間（48 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (4) 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 summary
- (1) Name and quantity of commodity
A set of personal computers and the machine which related to the personal computers (14 servers,14 printers)
- (2) Deadline of supply commodity
November 30th 2002
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and plase to submit bidding proposal
October 1st 2002 1:30 p.m.
Room to submit bidding proposal
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
September 30th 2002
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Farm Land Management Division,
Department of Agriculture
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji,Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture,862-8570 Japan
Phone:096-383-1111 Ext.5501

熊本県公告第 668 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名称
熊本県文書管理システム開発業務
- (2) 委託業務の特質等
入札説明書による。
- (3) 業務委託期間
契約締結の日から平成 15 年 3 月 31 日（月）まで
ただし、パッケージソフトを使って開発を行う場合、そのパッケージソフトについては使用許諾契約によるものとし、その期間は平成 15 年 2 月 1 日（土）から平成 19 年 1 月 31 日（水）までとする。
- (4) 納入場所 熊本県庁内の県が指定する場所
- (5) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- なお、入札書に記載する金額については、パッケージソフト使用許諾料を含むものとする。
- 2 競争入札参加資格
平成 14 年熊本県告示第 627 号により入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県総務部私学文書課文書係（熊本県庁行政棟本館 8 階）
郵便番号 862 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111 内線 3204
 - (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び方法
 - ア 期間
平成 14 年 8 月 23 日（金）から平成 14 年 9 月 13 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - イ 方法
3 の（1）の担当課へ直接申し込むこと。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時
平成 14 年 8 月 28 日（水）午後 2 時から 4 時まで
 - イ 場所
熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 14 年 9 月 30 日（月） 午後 2 時から
 - イ 場所
熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室
 - ウ 入札書の提出方法
3 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 の（1）記載の場所に入札日の正午までに必着するよう郵送（書類郵便に限る。）すること。
 - 4 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県総務部私学文書課文書係（熊本県庁行政棟本館 8 階）
郵便番号 862 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111 内線 3204
 - 5 その他
 - (1) 入札契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の（4）の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札

- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 なお、文書管理システム開発業務とパッケージソフト使用許諾の各契約額については、落札価格を本県が積算したシステム開発費とパッケージソフト使用許諾料のそれぞれの算定基礎の割合で按分した額とする。ただし、本県の算定基礎の割合は、入札説明書に明記するものとする。
- (6) 最低制限価格
 設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
 要
- (8) 契約締結の期限
 平成 14 年 10 月 7 日（月）
- (9) その他詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Nature and Quantity of Services Required:
 Development of Comprehensive Official Documents Management System for Kumamoto Prefectural Government
- (2) Time Limit for Submission of Bids by Registered Mail:
 12:00, September 30, 2002
- (3) Time and Place of Bidding
 Time:14:00, September 30, 2002
 Place:Bidding Room, 1st Basement, Main Building,
 Kumamoto Prefectural Office
- (4) Contact Point of Notice:Private Schools and Official Document Affairs
 Division, General Affairs Department, Kumamoto Prefectural Government, 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan
 TEL 096-383-1111 (ext.3204)

熊本県公告第 669 号

次の河川に係る河川整備計画を定めたので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川名 一級河川白川
- 2 河川整備計画の公表場所
 国土交通省熊本工事事務所 調査一課、白川出張所、緑川下流出張所、熊本維持出張所
 国土交通省立野ダム工事事務所
 熊本県土木部河川課、熊本土木事務所、熊本農政事務所
 大津町役場、阿蘇町役場、白水村役場
 熊本市役所 南部市民センター、東部市民センター、龍田市民センター、西部市民センター、大江市民センター、秋津市民センター、幸田市民センター、清水市民センター、託麻市民センター、花園市民センター、北部総合支所、飽田総合支所、河内総合支所、天明総合支所
- 3 公表期間
 平成 14 年 8 月 22 日から平成 14 年 8 月 31 日まで

登載依頼

熊本県警察本部公告第 651 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県警察本部長 折 田 康 徳

- 1 落札に係る名称及び数量

- (1) 熊本県警察統合 OA システム用パソコン 1036 台
- (2) 熊本県警察統合 OA システム用プリンタ 259 台
- (3) 熊本県警察統合 OA システム用関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札を決定した日
平成 14 年 8 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額
4,842,600 円 (うち消費税及び地方消費税の額 230,600 円)
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成 14 年 6 月 21 日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 14 年 8 月 21 日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第 16 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則 (昭和 33 年熊本県教育委員会規則第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出し中「盲者等」を「盲学校等への就学」に改める。

第 10 条中「盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「盲学校、聾学校又は養護学校への就学」に、「医師の診断書」を「経緯の説明書 (別記第 5 号様式の 2)」に改める。

第 11 条中「盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「盲者等」に改め、「又は養護学校の校長は、」の次に「速やかに、」を加える。

別記第 5 号様式中「盲 (聾、養護)」を「(盲・聾・養護)」に改める。

別記第 5 号様式の次に「別記第 5 号様式の 2」を加える。

別記第 6 号様式中「盲 (聾・養護)」を「(盲・聾・養護)」に、「盲者等」を「(盲者・聾者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者)」に改める。

附 則

この規則は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

別記第 5 号様式の 2

(盲・聾・養護) 学校就学該当者と判断した経緯の説明書

氏名	性別	年 月 日生
障害名		
判断した経緯		
1 障害の状況		
2 専門医等の意見		
3 保護者の考え・要望		
4 就学指導委員会の意見		
5 市町村の教育委員会の判断		

上記の経緯により、本教育委員会において、(盲・聾・養護) 学校に就学させるべきものであると判断しました。

年 月 日

教育委員会名

印

熊本県教育委員会 様

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 14 年 8 月 21 日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第 17 号

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

熊本県立特殊教育学校学則 (昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出し中「盲者」を「盲学校」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項中「盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「盲者

等」に改める。

第 12 条の 2 第 2 項中「盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「盲者等」に改める。

第 12 条の 2 の次に次の一条を加える。

(認定就学者と思料するもの の通知)

第 12 条の 3 施行令第 6 条の 3 第 1 項の規定による委員会に対する当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特殊教育学校の校長からの認定就学者として小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの の通知は、通知書(第 5 号様式の 2)をもってする。

2 施行令第 6 条の 3 第 2 項の規定による当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対する委員会からの認定就学者として小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの の通知は、通知書(第 6 号様式の 2)をもってする。

第 3 号様式中「(盲、聾、養護)」を「(盲・聾・養護)」に、「殿」を「様」に、「就学すべき盲者等」を「盲学校等に就学すべきもの」に、「である。」を「です。」に、「遺憾のないよう措置されたい。」を「適切に処理されるようお願いいたします。」に改める。

第 4 号様式中「殿」を「様」に、「盲学校、聾学校又は養護学校に就学すべき者」を「(盲・聾・養護)学校に就学すべきもの」に、「遺憾のない」を「適切に処理される」に改める。

第 5 号様式中「殿」を「様」に、「(盲、聾、養護)」を「(盲・聾・養護)」に、「盲者等」を「(盲者・聾者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者)」に改める。

第 5 号様式の次に「第 5 号様式の 2」を加える。

第 6 号様式中「殿」を「様」に、「盲者等」を「(盲者・聾者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者)」に、「小(中)学校」を「(小学校・中学校)」に、「遺憾のない」を「適切に処理される」に、「盲(聾、養護)」を「(盲・聾・養護)」に改める。

第 6 号様式の次に「第 6 号様式の 2」を加える。

附 則

この規則は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。
(第 5 号様式の 2)

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

熊本県教育委員会 様

県立 (盲・聾・養護) 学校長

氏 名 印

認定就学者と思料するものについて(通知)

このことについて、下記のとおり通知します。

記

区 分	児童(生徒)	保護者	
氏 名			
住 所			
生年月日		続柄	
認定就学者と思料するもの の障害の種類			
認定就学者と思料する理由			

(第 6 号 様 式 の 2)

(文 書 番 号)

平 成 年 月 日

(市 町 村) 教 育 委 員 会 様

熊 本 県 教 育 委 員 会 印

認 定 就 学 者 と 思 料 す る も の に つ い て (通 知)
 こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 通 知 し ま す 。

記

区 分	児 童 (生 徒)	保 護 者	
氏 名			
住 所			
生 年 月 日		続 柄	
認 定 就 学 者 と 思 料 す る も の の 障 害 の 種 類			
認 定 就 学 者 と 思 料 す る 理 由			

熊 本 県 就 学 前 教 育 振 興 対 策 協 議 会 公 告 第 2 号
 第 3 回 熊 本 県 就 学 前 教 育 振 興 対 策 協 議 会 の 会 議 を 、 次 の と お り 開 催 す る 。
 な お 、 当 該 会 議 の 傍 聴 手 続 き は 、 次 の と お り 。
 平 成 14 年 8 月 21 日

熊 本 県 教 育 長 田 中 力 男

- 1 開 催 日 時
 平 成 14 年 8 月 31 日 (水)
 午 後 1 時 30 分 から 午 後 4 時 まで
- 2 開 催 場 所
 熊 本 市 水 前 寺 一 丁 目 33 番 18 号
 水 前 寺 共 済 会 館
- 3 議 題
 (1) 熊 本 県 就 学 前 教 育 振 興 プ ラ ン (案) に つ い て
 ・ 現 在 実 施 し て い る 事 業 の 評 価 に つ い て
 ・ ア ン ケ ー ト 結 果 及 び 分 析 に つ い て
 ・ 施 策 の 方 向 性 及 び 具 体 的 施 策 に つ い て
- 4 傍 聴 者 の 定 員
 10 人
- 5 傍 聴 手 続
 (1) 傍 聴 希 望 者 は 、 会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に 、 当 該 会 議 の 会 場 に お い て 、 事 務 局 の 指 示 に よ り 、 会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き る 。
 (2) 傍 聴 の 手 続 は 、 先 着 順 で 行 い 、 定 員 に な り 次 第 終 了 す る 。
- 6 問 い 合 わ せ 先
 熊 本 県 就 学 前 教 育 振 興 対 策 協 議 会 事 務 局 (熊 本 県 教 育 庁 義 務 教 育 課)
 (電 話 096-383-1111 内 線 6786)

